（平成二十九年総務省告示第七十八号の一部訂正）

第四条　平成二十九年総務省告示第七十八号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	政党の名称	異動事項	新	旧
［略］				［同上］			
日本のこころを大切にする党	支部の数	三二	三四	日本のこころを大切にする党	支部の数	三二	三五
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三二	三四		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三二	三五
	異動年月日	届出年月日 平成二十八年八月十五日			異動年月日	届出年月日 平成二十八年八月十五日	
［略］				［同上］			
民進党	支部の数	五三四	五三六	民進党	支部の数	五三五	五三七
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三四	五三六		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三五	五三七
	異動年月日	届出年月日 平成二十八年十月五日			異動年月日	届出年月日 平成二十八年十月五日	
［略］				［同上］			
民進党	支部の数	五一三	五三四	民進党	支部の数	五一六	五三五
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五一三	五三四		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五一六	五三五
	異動年月日	届出年月日 平成二十九年一月十三日			異動年月日	届出年月日 平成二十九年一月十三日	
自由民主党	支部の数	七六一三	七六二一	自由民主党	支部の数	七六一八	七六二二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一三	七六二一		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一八	七六二二
自由民主党	支部の数	七六一七	七六二一	自由民主党	支部の数	七六一八	七六二二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一七	七六二一		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一八	七六二二
自由民主党	支部の数	七六一三	七六一七	自由民主党	支部の数	七六一四	七六一八
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一三	七六一七		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一四	七六一八
自由民主党	支部の数	七六〇九	七六一三	自由民主党	支部の数	七六一〇	七六一四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六〇九	七六一三		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六一〇	七六一四
［略］				［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。